

議員提出議案第28-7号

あきる野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年12月15日

あきる野市議會議長 町田匡志 殿

提出者 あきる野市議會議員 合川哲夫

賛成者 あきる野市議會議員 清水晃

〃 〃 中村のりひと

〃 〃 野村正夫

〃 〃 奥秋利郎

提案理由

本市の借金は、一部事務組合負債残高を含めると582億7410万円の借金があり、今後40年間にわたり、公共施設管理計画に1540億5千万円の金額が費やされ、市民の負担は膨らむばかりです。

少子化と高齢化社会それに伴う人口減少も本市にも忍び寄り、生産年齢人口も減少化し社会的負担はますます大きくなっています。このような社会情勢をただ見ているだけでは何もなりません。行政は勿論、議会も真剣に向き合い、市民の皆様の未来に明るい希望の光を差し込むよう、我々は、立ち向かっていくことが重要と考えます。

なぜ2名の削減としたのは、3常任委員会は6名とし、18名で構成し議長は、中立性を保つ意味で、いずれの常任委員会には所属しない。よって19名とする。

あきる野市議会は、そこで身を切る改革が必須の課題であると考え、我が会派は上記の具体案を示し、議員定数条例の改正を提案するものです。

あきる野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

あきる野市議会議員定数条例（平成14年あきる野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

本則中「21人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のあきる野市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。